

見附市空家等の適正管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年9月7日

見附市長 稲 田 亮

#### 見附市規則第21号

見附市空家等の適正管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

見附市空家等の適正管理に関する条例施行規則（令和3年見附市規則第11号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出しを「（報告徴収及び立入調査）」に改め、同条第2項を削り、同条に次の4項を加える。

- 2 市長は、法第9条第2項に規定する報告を求めるときは、空家等に係る事項に関する報告徴収書（様式第1号）により行うものとする。
- 3 前項の報告徴収書の送付を受けた者は、空家等に係る事項に関して報告しようとするときは、市長の指定する期日までに、空家等に係る事項に関する報告書（様式第1号の2）を市長に提出しなければならない。
- 4 法第9条第3項に規定する通知は、立入調査実施通知書（様式第1号の3）により行うものとする。
- 5 法第9条第4項に規定する身分を示す証明書は、立入調査員証（様式第1号の4）とする。

第9条第1項中「意見陳述機会の付与」を「命令に係る事前の」に改める。

第11条第3号中「行政代執行責任者証」を「執行責任者証」に改める。

様式第1号（第3条関係）を次のように改める。

様式第 1 号（第 3 条関連）

第 年 月 日 号

様

見附市長 印

空家等に係る事項に関する報告徴収書

あなたの所有する下記空家等に対し、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。）第 22 条第 1 項から第 3 項までの規定の施行のため、下記のとおり法第 9 条第 2 項の規定に基づき当該空家等に関する事項について報告を求めます。

記

- 1 対象となる空家等  
所在地 見附市  
用途等  
所有者等の住所及び氏名

- 2 報告を求める内容

- 3 報告の提出先 見附市長  
(担当：都市環境課)  
〒954-8686  
新潟県見附市昭和町 2 丁目 1 番 1 号  
電話 0258-62-1700  
※様式第 1 号の 2 の報告書をもって、書面で提出すること。

- 4 報告徴収の責任者 見附市都市環境課長  
電話 0258-62-1700

- 5 報告の期限 年 月 日

- ・上記 5 の期限までに上記 3 の者まで報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者は、法第 30 条第 2 項の規定に基づき、20 万円以下の過料に処されることとなります。
- ・当該空家等が特定空家等に該当すると認められた場合、又は既に当該空家等が特定空家等に該当すると認められている場合、法第 22 条第 1 項から第 3 項の規定に基づき、周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう、助言・指導、勧告、命令を行なうことがあります。
- ・この処分について不服がある場合は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条及び第 18 条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に見附市長に対し審査請求をすることができます（ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過した場合

には審査請求をすることができなくなります。)

- また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第8条及び第14条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、見附市長を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。なお、処分の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

様式第 1 号（第 3 条関係）の次に次の 3 様式を加える。

様式第 1 号の 2（第 3 条関係）

様式第 1 号の 2（第 3 条関連）

年 月 日

（宛先）見附市長

提出者 住所  
氏名  
電話番号  
法人その他の団体にあつては、主たる事務  
所の所在地、名称、代表者の氏名、代表者  
印及び電話番号

#### 空家等に係る事項に関する報告書

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。）第 9 条第 2 項に基づき、 年 月 日 第 号により報告を求められた空家等に係る事項について、下記のとおり報告します。

#### 記

##### 1 対象となる空家等

所在地 見附市  
用途等  
所有者等の住所及び氏名

##### 2 報告事項

※何をいつまでにどのようにするのか、具体的に記載してください。  
※特定空家等の状態を改善するために講じた措置がある場合には、措置の内容を具体的に記載してください。

##### 3 添付書類

※所有者の意向が確認できる書類や、措置を講じたことが分かる書類を添付してください。

・上記 2 及び 3 について、虚偽の報告をした者は、法第 30 条第 2 項の規定に基づき、20 万円以下の過料に処されることとなります。

様式第 1 号の 3（第 3 条関係）

様式第 1 号の 3（第 3 条関連）

第 号  
年 月 日

様

見附市長 印

立入調査実施通知書

あなたが所有・管理する下記の空家等について、空家等対策の推進に関する特別措置法第 9 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり空家等の立入調査を実施しますので、同法第 9 条第 3 項の規定により通知します。

記

- 1 対象となる空家等  
所在地 見附市  
用途等  
所有者等の住所及び氏名
- 2 立入調査の期日  
年 月 日から 年 月 日までの間
- 3 立入調査の趣旨及び内容

様式第 1 号の 4（第 3 条関係）

様式第 1 号の 4（第 3 条関係）

（表 面）

第 号

立入調査員証

所 属  
職 名  
氏 名  
生年月日

年 月 日

( 写 真 )

上記の者は、空家等対策の推進に関する特別措置法第 9 条第 2 項の規定に基づく立入調査の権限を有する者であることを証明する。

年 月 日 発行

見附市長 印

（裏 面）

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）  
（抜粋）  
第 9 条（略）  
2 市町村長は、第 22 条第 1 項から第 3 項までの規定の施行に必要な限度において、空家等の所有者等に対し、当該空家等に関する事項に関し報告させ、又はその職員若しくはその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。  
3 市町村長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その 5 日前までに、当該空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。  
4 第 2 項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。  
5 第 2 項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

様式第 1 2 号（第 7 条関係）を次のように改める。

様式第 1 2 号（第 7 条関係）

様

第 年 月 日

見附市長

印

### 管理不全空家等指導書

あなたの所有（管理）する下記空家等は、 年 月 日付け 第 号認定通知書のとおり、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 2 6 年法律第 1 2 7 号。以下「法」という。）第 1 3 条第 1 項に定める管理不全空家等として認定されています。

ついては、速やかに周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう、法第 1 3 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり指導します。

#### 記

#### 1 対象となる空家等

- (1) 所在地 見附市
- (2) 用 途
- (3) 構 造
- (4) 所有者等の住所及び氏名

#### 2 指導に係る措置の内容等

- (1) 内容及び必要と考えられる措置
- (2) 措置の期限

#### 3 指導する理由

#### 4 指導の責任者

- (1) 責任者 見附市長（都市環境課長）
- (2) 連絡先 見附市都市環境課（担当者）  
〒9 5 4－8 6 8 6  
新潟県見附市昭和町 2 丁目 1 番 1 号  
電話 0 2 5 8－6 2－1 7 0 0

#### （注）

- ・期限までに措置が講じられない場合、法第 1 3 条第 2 項及び見附市空家等の適正管理に関する条例施行規則（令和 3 年規則第 1 1 号）第 8 条の第 1 号に基づき勧告措置を講ずる場合があります。  
この勧告措置が講じられた場合、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 3 4 9 条の 3 の 2 又は同法 7 0 2 条の 3 の規定に基づき、住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあっては、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることとなります。

様式第 1 3 号（第 7 条関係）を次のように改める。

様式第 1 3 号（第 7 条関係）

様

第 年 月 日

見附市長

印

### 特定空家等助言及び指導書

あなたの所有（管理）する下記空家等は、 年 月 日付け 第 号認定通知書のとおり、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 2 6 年法律第 1 2 7 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 項に定める特定空家等として認定されています。

ついては、速やかに周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう、法第 2 2 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり助言及び指導します。

#### 記

#### 1 対象となる空家等

- (1) 所在地 見附市
- (2) 用途
- (3) 構造
- (4) 所有者等の住所及び氏名

#### 2 助言及び指導に係る措置の内容等

- (1) 内容及び必要と考えられる措置

- (2) 措置の期限

#### 3 助言及び指導する理由

#### 4 助言及び指導の責任者

- (1) 責任者 見附市長（都市環境課長）
- (2) 連絡先 見附市都市環境課（担当者）  
〒 9 5 4 - 8 6 8 6  
新潟県見附市昭和町 2 丁目 1 番 1 号  
電話 0 2 5 8 - 6 2 - 1 7 0 0

#### （注）

- ・期限までに措置が講じられない場合、法第 2 2 条第 2 項及び見附市空家等の適正管理に関する条例施行規則（令和 3 年規則第 1 1 号）第 8 条の第 2 号に基づき勧告措置を講ずる場合があります。

この勧告措置が講じられた場合、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 3 4 9 条の 3 の 2 又は同法 7 0 2 条の 3 の規定に基づき、住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあっては、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることとなります。

様式第 1 4 号（第 8 条関係）を次のように改める。

様式第 1 4 号（第 8 条関連）

様

第 年 月 日 号

見附市長

印

### 管理不全空家等勧告書

あなたの所有（管理）する下記空家等は、 年 月 日付け 第 号認定通知書の  
とおり管理不全空家等に認定されており、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 2 6 年  
法律第 1 2 7 号。以下「法」という。）第 1 3 条第 1 項に基づき 年 月 日 第  
号で指導をしてきたところではありますが、現在に至っても改善がなされていません。

ついては、下記のとおり速やかに当該管理不全空家等が法第 2 条第 2 項に定める特定空家等  
に該当することとなることを防止するために必要な措置をとるよう、法第 1 3 条第 2 項の規定  
に基づき勧告します。

#### 記

#### 1 対象となる空家等

- (1) 所在地 見附市
- (2) 用 途
- (3) 構 造
- (4) 所有者等の住所及び氏名

#### 2 勧告に係る措置の内容等

- (1) 内容及び必要と考えられる措置
- (2) 措置の期限

#### 3 勧告に至った理由

#### 4 勧告の責任者

- (1) 責任者 見附市長（都市環境課長）
- (2) 連絡先 見附市都市環境課（担当者）  
〒 9 5 4 - 8 6 8 6  
新潟県見附市昭和町 2 丁目 1 番 1 号  
電話 0 2 5 8 - 6 2 - 1 7 0 0

#### （注）

- ・上記 2 の期限までに措置を実施した場合は、遅滞なく上記 4 の者まで報告をすること。
- ・上記 1 の管理不全空家等に係る敷地が、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 3 4 9 条の 3 の 2 又は同法 7 0 2 条の 3 の規定に基づき、住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあっては、本勧告により、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることとなります。

- ・上記２の措置が実施されず、法第２条第２項に定める「特定空家等」となった場合、必要に応じて、法第２２条に基づき、必要な措置をとることになります。

様式第 15 号（第 8 条関係）を次のように改める。

様式第 15 号（第 8 条関連）

様

第 年 月 日 号

見附市長

印

### 特定空家等勧告書

あなたの所有（管理）する下記空家等は、 年 月 日付け 第 号認定通知書の  
とおり特定空家等に認定されており、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律  
第 127 号。以下「法」という。）第 22 条第 1 項に基づき 年 月 日 第 号  
で指導をしてきたところではありますが、現在に至っても改善がなされていません。

ついては、下記のとおり、速やかに周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう、  
法第 22 条第 2 項の規定に基づき勧告します。

#### 記

#### 1 対象となる空家等

- (1) 所在地 見附市
- (2) 用途
- (3) 構造
- (4) 所有者等の住所及び氏名

#### 2 勧告に係る内容等

- (1) 内容及び必要と考えられる措置

- (2) 措置の期限

#### 3 勧告に至った理由

#### 4 勧告の責任者

- (1) 責任者 見附市長（都市環境課長）
- (2) 連絡先 見附市都市環境課（担当者）  
〒954-8686  
新潟県見附市昭和町 2 丁目 1 番 1 号  
電話 0258-62-1700

#### （注）

- ・上記 2 の期限までに措置を実施した場合は、遅滞なく上記 4 の者まで報告をすること。
- ・上記 2 の期限までに正当な理由がなく措置をとらなかった場合は、法第 22 条第 3 項の規定に基づき、当該措置をとることを命ずることがあります。
- ・上記 1 の特定空家等に係る敷地が、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 349 条の 3 の 2 又は同法 702 条の 3 の規定に基づき、住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあっては、本勧告により、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることとなります。

- ・災害その他非常の場合においては、法第22条第11項の規定に基づき、当該措置について緊急代執行の手続に移行することがあります。

様式第 1 6 号（第 9 条関係）を次のように改める。

様式第 1 6 号（第 9 条関連）

様

第 年 月 日

見附市長

印

### 命令に係る事前の通知書

あなたが所有（管理）する下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 2 6 年法律第 1 2 7 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 項に定める「特定空家等」に該当しているため、対策を講じるよう指導及び勧告してきたところですが、現在も改善がなされていません。

このまま措置が講じられない場合には、法第 2 2 条第 3 項の規定により、下記のとおり当該措置をとることを命ずることとなりますので通知します。

なお、あなたは、法第 2 2 条第 4 項の規定に基づき、本件に関し意見書及び自己に有利な証拠を提出することができるとともに、同条第 5 項の規定に基づき、本通知の交付を受けた日から 5 日以内に、見附市長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる旨、申し添えます。

### 記

1 対象となる空家等

- (1) 所在地 見附市
- (2) 用途
- (3) 構造
- (4) 所有者等の住所及び氏名

2 命じようとする措置の内容

3 命ずるに至った事由

4 意見書の提出及び公開による意見の聴取の請求先

見附市都市環境課長 宛

送付先 〒 9 5 4 - 8 6 8 6 新潟県見附市昭和町 2 丁目 1 番 1 号

電話 0 2 5 8 - 6 2 - 1 7 0 0

5 意見書の提出期限 年 月 日

- ・上記 2 の措置を実施した場合は、遅滞なく上記 4 の者まで報告をすること。
- ・災害その他非常の場合においては、法第 2 2 条第 1 1 項の規定に基づき、当該措置について緊急代執行の手続に移行することがあります。

様式第 17 号（第 9 条関係）を次のように改める。

様式第 17 号（第 9 条関連）

年 月 日

命令に係る意見書

（宛先）見附市長

提出者 住所  
氏名  
電話番号

法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名、代表者印及び電話番号

年 月 日付 第 号による命令に係る事前の通知書に対し、下記のとおり意見を述べます。

記

|                    |                                                    |
|--------------------|----------------------------------------------------|
| 対象となる特定空家等         | (1) 所在地 見附市<br>(2) 用途<br>(3) 構造<br>(4) 所有者等の住所及び氏名 |
| 命令の内容に対する意見        |                                                    |
| その他当該事案<br>についての意見 |                                                    |
| 証拠書類等の提出の有無        | 有 ・ 無                                              |

備考

- 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、添付すること。
- 2 証拠書類等を提出する場合は、添付すること。

様式第 18 号（第 10 条関係）を次のように改める。

様式第 18 号（第 10 条関係）

様

第 年 月 日

見附市長

印

### 命令書

あなたの所有する下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 項に定める「特定空家等」に該当すると認められたため、 年 月 日付け 第 号により、法第 22 条第 3 項の規定に基づき命ずる旨を事前に通知しましたが、現在に至っても通知した措置がなされていないとともに、当該通知に示した意見書等の提出期限までに意見書等の提出がなされませんでした。

ついては、下記のとおり措置をとることを命じます。

### 記

- 1 対象となる空家等
  - ① 所在地 見附市
  - ② 用 途
  - ③ 構 造
  - ④ 所有者等の住所及び氏名
- 2 措置の内容
- 3 命ずるに至った事由
- 4 命令の責任者
  - ① 責任者 見附市長（都市環境課長）
  - ② 連絡先 見附市都市環境課（担当者）  
〒954-8686  
新潟県見附市昭和町 2 丁目 1 番 1 号  
電話 0258-62-1700
- 5 措置の期限 年 月 日

（注）

- ・上記 2 に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記 4 に示す者まで報告をすること。

- ・本命令に違反した場合は、法第30条第1項の規定に基づき、50万円以下の過料に処せられることがあります。
- ・上記5の期限までに上記2の措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同期限までに完了する見込みがないときは、法第22条第9項の規定に基づき、当該措置について行政代執行の手続に移行することがあります。
- ・災害その他非常の場合においては、法第22条第11項の規定に基づき、当該措置について緊急代執行の手続に移行することがあります。
- ・この処分不服がある場合には、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条及び第18条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、見附市長に対して審査請求をすることができます（ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- ・また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第8条及び第14条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、見附市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。なお、処分の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

様式第 19 号（第 10 条関係）を次のように改める。

様式第 19 号（第 10 条関係）

標 識

下記特定空家等の所有者は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。）第 22 条第 3 項の規定に基づき措置をとることを、 年 月 日付け 第 号により、命ぜられています。

記

- 1 対象となる空家等
- {1} 所在地 見附市
  - {2} 用途
  - {3} 構造

2 措置の内容

3 命ずるに至った事由

4 命令の責任者

- {1} 責任者 見附市長（都市環境課長）
- {2} 連絡先 見附市都市環境課（担当者）  
〒954-8686  
新潟県見附市昭和町 2 丁目 1 番 1 号  
電話 0258-62-1700

5 措置の期限 年 月 日

様式第20号（第11条関係）を次のように改める。

様式第20号（第11条関連）

|   |      |   |
|---|------|---|
|   | 第    | 号 |
|   | 年    | 月 |
| 様 |      | 日 |
|   | 見附市長 | 印 |

### 戒告書

あなたに対し 年 月 日付け 第 号によりあなたの所有する下記特定空家等について下記措置を講ずるよう命じました。この命令を 年 月 日までに履行しないときは、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第22条第9項の規定に基づき、下記特定空家等について下記措置を執行いたしますので、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第3条第1項の規定によりその旨戒告します。

なお、代執行に要する全ての費用は、行政代執行法第5条の規定に基づきあなたから徴収します。また、代執行によりその物件及びその他の資材について損害が生じて、その責任を負わないことを申し添えます。

### 記

#### 1 対象となる特定空家等

- (1) 所在地 見附市
- (2) 用途
- (3) 構造
- (4) 規模 建築面積  
延床面積
- (5) 所有者等の住所及び氏名

#### 2 措置の内容

#### 3 戒告の責任者

- (1) 責任者 見附市長（都市環境課長）
- (2) 連絡先 見附市都市環境課（担当者）  
〒954-8686  
新潟県見附市昭和町2丁目1番1号  
電話 0258-62-1700

#### 4 措置の期限 年 月 日

（注）

- ・災害その他非常の場合においては、法第22条第11項の規定に基づき、当該措置について緊急代執行の手続に移行することがあります。
- ・この処分不服がある場合には、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条及び第18条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、見附市長に対して審査請求をすることができます（ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- ・また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法

律第139号)第8条及び第14条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、見附市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます(ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。なお、処分の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

様式第 2 1 号（第 1 1 条関係）を次のように改める。

様式第 2 1 号（第 1 1 条関係）

様

第 年 月 日

見附市長

印

### 代執行令書

年 月 日付け 第 号によりあなたの所有（管理）する下記特定空家等について下記措置を 年 月 日までに行うよう戒告しましたが、指定の期日までに義務が履行されませんでしたので、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 2 6 年法律第 1 2 7 号）第 2 2 条第 9 項の規定に基づき、下記のとおり代執行を行いますので、行政代執行法（昭和 2 3 年法律第 4 3 号）第 3 条第 2 項の規定により通知します。

また、代執行に要する全ての費用は、行政代執行法第 5 条の規定に基づきあなたから徴収します。また、代執行によりその物件及びその他の資材について損害が生じても、その責任は負わないことを申し添えます。

### 記

1 年 月 日付け 第 号により戒告した措置の内容

2 代執行の対象となる特定空家等

- (1) 所在地 見附市
- (2) 用途
- (3) 構造
- (4) 規模 建築面積  
延床面積

3 代執行の時期

年 月 日から 年 月 まで

4 執行責任者

見附市長（都市環境課長）

5 代執行に要する費用の概算見積額

約 円

### （注）

- ・この処分に不服がある場合には、行政不服審査法（平成 2 6 年法律第 6 8 号）第 2 条及び第 1 8 条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、見附市長に対して審査請求をすることができます（ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- ・また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和 3 7 年法律第 1 3 9 号）第 8 条及び第 1 4 条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、見附市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、

この処分の日(翌日)から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。なお、処分の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

様式第 2 2 号（第 1 1 条関係）を次のように改める。

様式第 2 2 号（第 1 1 条関係）

（表面）

|                                       |   |   |   |
|---------------------------------------|---|---|---|
| 執行責任者証                                |   | 第 | 号 |
| 都市環境課長                                |   |   |   |
| 上記の者は、下記の行政代執行の執行責任者であることを証する。        |   |   |   |
| 年                                     | 月 | 日 |   |
| 見附市長                                  |   |   | 印 |
| 記                                     |   |   |   |
| 1. 代執行をなすべき事項                         |   |   |   |
| 代執行令書（ 年 月 日付け 第 号）記載の<br>見附市 の建築物の除却 |   |   |   |
| 2. 代執行をなすべき時期                         |   |   |   |
| 年 月 日から 年 月 日までの間                     |   |   |   |

（裏面）

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）  
（抜粋）  
第 22 条（以上略）  
9 市町村長は、第 3 項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和 23 年法律第 43 号）の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。  
10～17（略）  
行政代執行法（昭和 23 年法律第 43 号）（抜粋）  
第 4 条  
代執行のために現場に派遣される執行責任者は、その者が執行責任者たる本人であることを示すべき証票を携帯し、要求があるときは、何時でもこれを呈示しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。